

第431回南国市議会定例会会議録

第7日 令和5年9月15日 金曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 北條 邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 高橋 元和
子育て支援課長 長野 洋高	長寿支援課長 中村 俊一
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 山崎 伸二
建設課長 橋詰 徳幸	地籍調査課長 吉本 晶先
都市整備課長 若枝 実	住宅課長 松岡 千左

上下水道局長	濱田秀志	会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫
福祉事務所長	天羽庸泰	教 育 長	竹内信人
教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳	生涯学習課長	前田康喜
監査委員 事務局長	中村比早子	農業委員会 事務局長	弘田明平
消 防 長	小松和英		

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次 長	門脇智哉
書 記	三谷容子		

—————

議事日程

令和5年9月15日 金曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和4年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第2 議案第2号 令和4年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第3 議案第3号 令和4年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第4 議案第4号 令和4年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第5 議案第5号 令和4年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第6 議案第6号 令和4年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第7 議案第7号 令和4年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第8 議案第8号 令和4年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第9 議案第9号 令和4年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第10 議案第10号 令和4年度南国市下水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第11号 令和5年度南国市一般会計補正予算
- 第12 議案第12号 令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第13 議案第13号 令和5年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第14号 令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第15 議案第15号 令和5年度南国市水道事業会計補正予算
- 第16 議案第16号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 南国市印鑑条例及び南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 第18 議案第18号 南国市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市立公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 市道の廃止について
- 第22 議案第22号 市道の認定について
- 第23 議案第23号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に関する議案
- 第24 議案第24号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継に関する議案
- 第25 災害対策調査特別委員会報告
- 第26 西島園芸団地調査特別委員会報告
- 第27 承認要求書
- 第28 議員派遣の件

＊

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第28まで

議案第25号

議発第1号より議発第4号まで

＊

午前10時2分 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第24号まで

○議長（浜田和子） この際、議案第1号から議案第24号まで、以上24件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西本良平議員。

＊

令和5年9月13日

南国市議会議長 浜田和子様

総務常任委員長

西本良平

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和4年度南国市一般会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第 3 号	令和4年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	適当と認める
第11号	令和5年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第2条繰越明許費 第3条債務負担行為の補正 第4条地方債の補正	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第16号	南国市火災予防条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

＊

〔6番 西本良平議員登壇〕

○6番（西本良平） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

第431回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第11号、議案第16号の4件であります。

去る12日及び13日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重

に審査をいたしました。以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和4年度南国市一般会計歳入歳出決算についてであります。

決算概要は、歳入総額257億35万7,000円、歳出総額247億9,212万円、歳入歳出差引額9億823万7,000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源2億9,489万1,000円を差し引いた実質収支額は6億1,334万6,000円の黒字となっております。そのうち、基金に3億2,000万円の繰入れを行い、令和4年度への繰越財源は2億9,334万6,000円であります。

予算現額に対する執行率は、歳入で91.2%、歳出では87.9%となっております。

また、普通会計ベースでの経常収支比率は前年度より4.3ポイント高い86.4%、実質公債費比率は前年度より0.4ポイント高い8.2%となっております。

款項逐一慎重審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第3号令和4年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

決算概要は、歳入3,510万2,000円、歳出0円、歳入歳出差引額3,510万2,000円は全額翌年度へ繰り越されるものであり、適当と認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和5年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は7億3,968万9,000円の増額であり、歳入で主なものは、地方交付税3億2,282万円、国庫支出金1億1,117万5,000円、県支出金3,652万円、市債2億7,157万2,000円を増額し、繰入金1,239万7,000円、諸収入594万4,000円を減額するものです。

歳出で主なものは、総務費関係では、ふるさと寄附金事業費4,000万円、国・県支出金返還金1億2,506万6,000円及び参議院議員補欠選挙費2,455万2,000円を増額計上し、消防費関係では、消防施設費1,161万6,000円及び防災費1,441万7,000円を増額計上し、公債費関係では、公債費利子213万9,000円を減額計上しております。

繰越明許費では、衛生費627万円を計上し、債務負担行為では、農業参入企業等施設整備推進事業費補助金に係る限度額1,924万2,000円、高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新費に係る限度額6億7,064万6,000円及び学校給食食材購入費に係る限度額2億2,375万9,000円を追加するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号南国市火災予防条例の一部を改正する条例につきましても、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定

める省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、主な改正の内容は、蓄電池設備に係る基準の見直し及び固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離に関する規定の追加であり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） 産業建設常任委員長福田佐和子議員。

＊

令和5年9月12日

南国市議会議長 浜田和子様

産業建設常任委員長

福田佐和子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第2号	令和4年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第4号	令和4年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第7号	令和4年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第9号	令和4年度南国市水道事業会計決算の認定について	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第10号	令和4年度南国市下水道事業会計決算の認定について	認定すべきもの	やむを得ないものと認める

		もの	ものと認める
第11号	令和5年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第12号	令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第15号	令和5年度南国市水道事業会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第21号	市道の廃止について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第22号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第23号	高知県広域食肉センター事務組合の解散に関する議案	原案を可決すべきもの	適当と認める
第24号	高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継に関する議案	原案を可決すべきもの	適当と認める

*

〔20番 福田佐和子議員登壇〕

○20番（福田佐和子） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第2号、議案第4号、議案第7号、議案第9号から議案第12号まで、議案第15号、議案第21号から議案第24号までの12件であります。去る12日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第2号令和4年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、決算概要は、歳入2,876万4,000円、歳出1,162万9,000円で、歳入歳出差引額は1,713万5,000円であります。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第4号令和4年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、

決算概要は、歳入歳出同額の1億7,451万5,000円であります。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和4年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算につきまして、決算概要は、歳入10億7,080万1,000円、歳出8億9,202万3,000円で、歳入歳出差引額は1億7,877万8,000円であります。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和4年度南国市水道事業会計決算の認定についてにつきまして、事業量は、給水人口4万156人で普及率は87.16%、年間配水量は691万3,118立方メートルであり、経営状況は、収益的収支で、収入6億8,069万7,000円、支出5億9,274万2,000円で、当年度純利益は8,795万4,000円となっております。また、資本的収支では、収入1億9,344万1,000円、支出5億7,195万3,000円で、収入不足額3億7,851万2,000円は、損益勘定留保資金、減債積立金等で補填しております。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和4年度南国市下水道事業会計決算の認定についてにつきまして、事業量は、処理人口1万6,438人、年間処理水量は188万6,075立方メートルであり、経営状況は、収益的収支で、収入5億2,259万3,000円、支出4億6,951万2,000円で、純利益は5,308万1,000円となっております。資本的収支では、収入5億7,265万5,000円、支出7億266万8,000円となっており、収入が支出に対して不足する額1億3,001万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和5年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費についてであります。主な内容は、農林水産業費関係では、畜産振興育成補助金等事業費1,889万8,000円、市単独土地改良事業費3,500万円及び市単独農道水路維持管理費3,850万円を増額計上するもので、商工費関係では、新型コロナウイルス感染症関連緊急経済対策事業費882万円を増額計上するもので、土木費関係では、道路維持費2,900万円及び市単独道路新設改良事業費1,860万円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、150万円を増額計上であります。歳入においては、農業集落排水事業債150万円を増額計上し、歳出においては、農業集落排水一般管理費150万円を増額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号令和5年度南国市水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出におきまして、水道事業経営戦略更新支援業務委託料及び企業債利息に係る水道事業費用を483万6,000円増額するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号市道の廃止についてにつきましては、城陸1号線は、都市計画法第29条による開発に係る延伸に伴う起点及び終点の変更が必要であることから、一度廃止するもので、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号市道の認定についてにつきましては、三角田線は、都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものであります。城陸1号線は、都市計画法第29条による開発に係る延伸に伴う起点及び終点の変更が必要であることから、一度廃止した後、再度認定するものであります。審査の結果、いずれも適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号高知県広域食肉センター事務組合の解散に関する議案及び議案第24号高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継に関する議案につきましては、新食肉センターの稼働開始に伴い、高知県広域食肉センター事務組合を令和6年2月29日をもって解散し、同組合の事務を高知市に承継するに当たって、地方自治法第290条及び同組合同規約第14条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、いずれも適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（浜田和子） 教育民生常任委員長杉本理議員。

—————*—————

令和5年9月12日

南国市議会議長 浜田和子様

教育民生常任委員長
杉本理

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 5 号	令和 4 年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第 6 号	令和 4 年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第 8 号	令和 4 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第 1 1 号	令和 5 年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 3 款民生費 第 4 款衛生費 第 10 款教育費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 1 3 号	令和 5 年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 1 4 号	令和 5 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 1 7 号	南国市印鑑条例及び南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 1 8 号	南国市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 1 9 号	南国市立公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 2 0 号	南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

＊

〔 1 番 杉本 理議員登壇〕

○ 1 番 (杉本 理) 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し

上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第17号から議案第20号までの以上10件であります。去る9月12日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下順次、御報告を申し上げます。

まず、議案第5号令和4年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入歳出同額の54億6,759万6,903円であります。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第6号令和4年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額47億9,121万2,309円、歳出総額46億1,162万3,613円で、実質収支は1億7,958万8,696円の黒字でありました。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和4年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額8億3,511万4,395円、歳出総額7億9,614万1,800円で、実質収支は3,897万2,595円の黒字でありました。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和5年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

主な内容は、民生費関係では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費1,137万7,000円、公立保育所費1,444万7,000円及び放課後児童対策事業費1,299万8,000円を増額計上し、衛生費関係では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費（追加接種）4,167万5,000円及び塵芥処理関係事業費1,059万8,000円を増額計上し、教育費関係では、小学校管理費（学校総務）1億3,296万7,000円及び幼稚園管理費1,487万5,000円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和5年度南国市介護保険特別会計補正予算についてであります。歳入歳出補正予算の規模は、1億7,958万8,000円を増額計上であります。

歳入におきましては、繰越金1億7,958万8,000円を増額計上するものであります。

歳出におきましては、基金積立金4,288万2,000円及び国・県・支払基金への返還金1億3,670万6,000円を増額計上するものであります。

審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算についてでありま

す。歳入歳出補正予算の規模は、3,897万1,000円の増額計上であります。

歳入におきましては、繰越金3,897万1,000円を増額計上するものであります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金3,897万1,000円を増額計上するものであります。

審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号南国市印鑑条例及び南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）が改正され、スマホ用電子証明書搭載サービスが開始されたことに伴い、コンビニエンスストアの多機能端末機において、スマートフォン等に搭載された電子証明書を利用した印鑑登録証明書等の交付を行うことから、これらの条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号南国市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、南国市地域交流センターの構成施設及び構成施設ごとの実施事業等を明記するとともに、許可を受けた時間区分を超過して使用した場合の使用料の額の見直し等を行うことから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市立公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例につきましては、公民館等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずる場合として、「選挙の投票所、災害時の避難所等として使用するとき」を追加することから、南国市立公民館設置及び管理条例（昭和35年南国市条例第1号）等の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第20号南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業所の面積の基準及び放課後児童支援員の要件に関する経過措置の新設並びに支援に係る児童の定数に関する経過措置の削除を行うことから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（浜田和子） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第10号まで、以上10件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第10号まで、以上10件はいずれも認定することに決しました。

次に、議案第11号から議案第16号まで、以上6件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第16号まで、以上6件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号から議案第24号まで、以上7件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第24号まで、以上7件はいずれも原案のとおり可決されました。

＊

災害対策調査特別委員会報告

○議長（浜田和子） 日程第25、災害対策調査特別委員会の報告を議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。災害対策調査特別委員長西本良平議員。

＊

〔6番 西本良平議員登壇〕

○6番（西本良平） 災害対策調査特別委員会の報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和元年12月19日第411回南国市議会定例会において、議員決議により設置されて以降、調査、協議を重ねてまいりましたので、その主な活動等について御報告いたします。

本特別委員会ではまず、委員会活動の方針について協議を行った結果、本市における水害、土砂災害について調査することとし、その後、危機管理課から本市の状況について説明を受け、豪雨等による洪水災害を調査するため、令和2年度に永瀬ダムの現地視察を行いました。この調査では、ダムの貯水率に影響を及ぼす堆砂の撤去の状況を視察し、高知県によるダムの現状、再生等について説明を受けたほか、高知河川国道事務所からは物部川の流域治水プロジェクトなど、ハード面、ソフト面について国・県の防災対策の取組状況の説明を受けました。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が断続的に続いたことにより、委員会の活動も見合わせておりましたが、令和4年度には、農業用ため池の決壊による水害をテーマに、市内に点在するため池の防災対策について調査いたしました。

南国市内のため池のうち、決壊した場合に公共施設や人的被害を与えるおそれのあるため池は、防災重点農業ため池に指定して、県や市等が協力して決壊を防止するための工事を行っており、視察では、中央東農業振興センター、市建設課の立合いの下、完成後と工事中の4か所のため池を確認しながら、施設の概要等の説明を受け、工事の有効性・安全性などについて協議いたしました。

以上、委員会設置以降、研修や視察を行ってまいりましたが、本市において想定し得る災害については、大きなものでは南海トラフ巨大地震がありますが、それ以外にも、台風による災害や全国各地で発生している豪雨災害など、激甚化する様々な災害への対策が求められています。今後も、委員はもとより議員全員が研さんを重ねてまいりたいと思います。

最後に、本市においては、県下他市町村に先駆けて津波避難タワーの建設を進めてこられたことや豪雨及び台風発生時の対応をはじめ、様々な災害対策に取り組まれていることに対して、

改めて敬意を表するものであります。災害対策には終わりがありませんが、市民の安心安全のために今後も尽力されるようお願いしたいと思います。

以上で災害対策調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（浜田和子） これにて委員長報告は終わりました。

＊

○議長（浜田和子） ただいまの委員長報告はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、災害対策調査特別委員会の報告は承認することに決しました。

＊

西島園芸団地調査特別委員会報告

○議長（浜田和子） 日程第26、西島園芸団地調査特別委員会の報告を議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。西島園芸団地調査特別委員長有沢芳郎議員。

＊

〔12番 有沢芳郎議員登壇〕

○12番（有沢芳郎） 西島園芸団地調査特別委員会の報告を申し上げます。

当特別委員会につきましては、地方自治法第109条によって、平成25年6月の第370回南国市議会定例会において設置され、改選以後も、課題が残されていることから活動を継続すべきものとして、毎年、西島園芸団地の関係者の出席の下、決算等の報告を受け、経営状態等の調査、審議を重ねてまいりました。以下その経過について御報告いたします。

西島園芸団地は、昭和46年設立、昭和50年に観光農園事業を開始し、バブル時期の好景気時には、売上高6億円を計上するも、その後、年々入り込み客数、売上高が減少し、平成19年から24年までの6期連続で純利益が赤字となっておりました。

経営再建を図るため、平成24年に市から貸付けを受け、その後は、株式会社南国市産業振興機構からの貸付けを受けて経営再建に取り組んでおります。

近年は、青果物の病気や新型コロナウイルス感染症流行の長期化による観光客の減少などの影響を受け、売上高の減少が続く厳しい経営環境の中、補助事業を効果的に活用し、営業外収益を増やすなどの経営努力により、令和3年度、4年度の決算の純利益につきましても、2期連続の黒字を続けるなど、一定の経営改善の効果が見られておりました。

産業振興機構の支援以降、西島園芸団地の再建につきましては、一定の改善がなされており、

コロナ禍により減少した売上高も回復傾向にあるものの、原油価格や肥料、資材費の高騰など、今後も厳しい経営環境下が続くことが見込まれることから、資金繰り的には余裕がなく、産業振興機構からの借入れにつきましても、返済の猶予を受けており、経営の安定化には、今後より一層の取組が必要と思われまます。

以上で西島園芸団地調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（浜田和子） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（浜田和子） ただいまの委員長報告はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、西島園芸団地調査特別委員会の報告は承認することに決しました。

＊

承認要求書

○議長（浜田和子） 日程第27、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

令和5年9月15日

南国市議会議長 浜田和子様

総務常任委員長 西 本 良 平

産業建設常任委員長 福 田 佐 和 子

教育民生常任委員長 杉 本 理

議会運営委員長 前 田 学 浩

＊

○議長（浜田和子） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（浜田和子） 日程第28、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

＊

○議長（浜田和子） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（浜田和子） ただいま市長から追加議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

5南総第133号
令和5年9月15日

南国市議会議長 浜田和子様

南国市長 平山耕三

第431回南国市議会定例会の追加議案の送付について

第431回南国市議会定例会に提出する下記の追加議案を別紙のとおり送付します。

議案第25号 訴えの提起について

＊

議案第25号

○議長（浜田和子） お諮りいたします。ただいま送付されました議案第25号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 早速ではございますが、第431回南国市議会定例会におけます追加議案につきまして提案理由を申し述べます。

議案第25号訴えの提起について、令和2年4月16日に実施した「南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事」に係る制限付き一般競争入札において、新進建設株式会社が落札者となるべきであったとして、1億1,800万円の損害賠償を求め、同社より、訴訟の提起がなされました。

令和5年9月12日に、高知地方裁判所より、5,253万8,400円の支払い等を命じる判決が言い渡されましたが、南国市としては、第1審判決は容認できる内容ではないと判断したため、民事訴訟法第281条の規定に基づき、高松高等裁判所に控訴をするものであります。

つきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの
あります。

以上をもちまして、追加議案につきましての私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ
御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浜田和子） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） 日本共産党の杉本理です。

追加提案されました議案第25号訴えの提起についてについての質疑を行います。

まず、担当課長に3点お伺いをいたします。

新聞報道にあります基準価格より低い額で入札した業者について調査する仕組みと新聞報道
にありますけれども、これは低入札価格調査制度のことだと思いますけれども、これについて
の趣旨や留意点について課長はどのような認識であるのか、どのように捉えておられるのかお
伺いをいたします。

2点目は、国交省などの申合せ等をどう考えているのかという点をお聞きしたいと思います。

平成25年9月に国交省、厚労省、建設業団体により構成される社会保険未加入対策推進協
会における申合せ、また平成26年6月からの建設業許可部局の立入検査による見積書の活用
の徹底を図っていると、さらに平成29年2月28日付に国交省は法定福利費を内訳明示した見積
書の作成手順書を発出するなどしております。法定福利費を内訳明示した見積書の作成を周知、
推奨しております。その手順書では、下請業者に工事を発注する予定がある場合には下請企業
の法定福利費を含めた見積書を作成する必要があるとされておりますけれども、この点につ
いての市の認識をお伺いいたします。

3番目は、今私はお手元にお隣の高知市の低入札価格調査制度の実施要領を持ってきてるん
ですけれども、例えば高知市なんかは低入札者と契約締結する場合はかなり足かせといつても
いいぐらいのことを条件にしているんです。6点あるんですけども、その中の例えば3つを挙げ
ますけれども、契約の保証の額は通常請負代金額の10分の1以上が10分の3以上になるとか、そ
れから建設業法の中に該当する技術者を専任で1名現場に配置する必要があるとか、前払金に
ついては中間前払いの支払いは適用されないとか、こういったかなり細かく足かせがあつて、
これもあつて高知市では低入札者が発生した場合でも今までは全員辞退されていて、低入札者

に該当した場合でも決定されていないというふうに私は認識をしております。

南国市においてこういういわゆる足かせといいますか、やっぱり低入札は、下請を大事にする、労働者一人一人を大事にするという趣旨もありますので、安易にこういった業者を契約しないという足かせはこれで非常に大事だと思うんですけども、本市においてもこういう制度があるのかどうかという点についてお伺いをいたします。

最後、1点は市長にお伺いいたしますけれども、今提案されましたこの議案の中で控訴の趣旨を3点書かれております。

私、新聞報道で高知新聞や朝日新聞の新聞報道を見まして、確かにこの訴えをするときに全議員に問われたときに、我々裁判いいですよという議決をしましたけれども、改めてこの今回の新聞報道を見て裁判所のいうことももっともなことがかなりあるなと思うところもあります。新聞報道が全て裁判やっτέρことが書かれてることではないとは思いますが、本当に高裁に行って勝てるのかなというのがちょっと新聞報道を見て不安になるわけです。やはりその貴重な市職員の日頃の業務の中で高松まで行って裁判をする、弁護士費用がかかるっていうこともありますし、そういった点で市長は本当に勝てるから高裁に行きたいんだということで提案をされているのかなと、その辺の認識についてお伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 杉本理議員の御質問にお答えいたします。

今回の訴訟で控訴するというところで、新聞の報道についてということですが、新聞の報道はこの判決を見て整理したものであろうというように思います。私もこの判決を見て、それを私なりにこれは理解したところでございますが、その中で細かいところはこれからもちろん争点になるところでございますので、この場で申し上げることはできないんですが、私は勝てるというように思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 杉本議員から御質問のありました3点につきまして御説明いたします。

まず、今回低入札調査、総合評価方式の中での低入札調査制度を活用したということなんですけれども、これにつきましては本市におきまして行った初めての案件であり、この一件以降はまだ行ってないというものであります。その時点で低入札を行うということにつきましては、

それ以前の案件、建築の案件におきましてうちの最低制限価格を下回って失格となる業者が相次いだということで、本市の積算よりも低く十分対応できるのではなかろうかというような御提案もいただいたことが前提でございます。ただ、今回の低入札調査制度におきましても、いわゆる工事の品質確保の実効性の評価基準であり、施工体制確保の確実性の評価基準を基にして評価はいたしておりますし、当然評価で減点指数が出るものについてはその減点も加えた上で総合的な評価というものはされておりますので、最終的には各社の現場管理費、一般管理費等、いわゆる法定福利費等が含まれる分になるんですが、それと比較しても問題はないというような認識もしております。そういったことで、これについては適正に行われたというふうに認識しております。

また、2点目のほうの国土交通省等からの指示、通達といたしますか、そういったものにつきましてはこちらでも確認しております。基本的にはそういったものは確認できれば、当然そういったものを記入するよというふうな指示というか、そういったこともしております。ただ、現時点でもまだそういった下請業者さんとか小規模な業者さんにおきましては、その見積りの中に、民間事例での慣例等があるかと思えますけれども、そういったものが記載されていないというのがたまにはあるということ、現実今においてもあるということにはなりますので、そういったのに確認できれば国に準拠するよというふうな形での指導、そういったものは続けていきたいというふうに考えております。

あと、高知市さん、市外さんの低入札で、本市におきましての低入札は当然南国市が行うものとしてそのときに決めさせていただきました。いわゆる高知県であり、国であり、高知市さんも含めてなんですけれども、それぞれ低入札調査に係る意味合いが当然違ってくると、それは自治体によって判断されるというふうに認識しておりますし、本市におきましては、冒頭申し上げましたように、そういった事案があった上での今回取組ということになります。次回行うとなると、それはその時点においての本市の考え方等を含めまして、当然入札、落札における結果等を踏まえた上で、適切な判断として是正等も行う可能性は含まれているというふうには考えております。まだ実際2回目のほうも行っておりませんし、制度自体は今要綱等も変更はしておりませんので、そういったことについては適宜適切な見直しはしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） それぞれ御答弁ありがとうございました。

勝てると思うので議案提案されたということはもちろんあると思うので、勝てるという御答

弁をいただきましたけれども、ちょっとやっぱり不安だなあという思いをちょっと言わせていただきました。

財政課長に再度お伺いをいたしますが、今御説明いただいた国交省等の申合せですとかそこをどう捉えるのかというところで、やっぱり業界の慣行としてまだまだ小さい業者などは明示してないことがあるということだと思っておりますが、ただやっぱり入札してきたのは県内でも名の知られている企業ばかりなわけで、やっぱり昨今は自治体が発注するものは明示する方向にあると思っております、こういう名の知れた業者さんなんかは、だから名の知れた、中小だから計上しなくていい、そうじゃないところはちゃんと計上すべきっていう線引きをするかどうかはさておき、こんだけ名の知れた業者さんがいっぱいおるのにそういうことでいいのかなっていうことを思ってるんですが、再度その点について課長の認識をお伺いいたします。

○議長（浜田和子） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 当然国の指導等もあっておる上での話で、その当時であっても、もうそれ以前からそういったことがあっての話でございます。ただ、本市におきましては、そういったものを当然考慮した上ではございますが諸経費の中に含まれているという判断はもうずっとしてきたわけでございますし、あくまでも今回指摘されたものについては、原告側がそういったものがある、こちらにも同じような同様のものが出てないかということで、それが確認できたというようなことですので、今回落札業者以外でも同様な形でそれについては出されていたと、ただ低入札調査実施しておりませんのでそちらの業者からの確認としてはないんですけれども、そういったことがありますので基本的に落札決定には誤りはないというふうに判断しております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 低入札のこの調査を実施すると当然工期も遅れ、調査の期間があるわけですから工期も遅れるということで、それをやるに当たっては慎重な御判断もされたとは思いますが、やはりくどいようですが国交省などが法定福利費ですとかを明示するようということをお願いしてたりですとか、ほかの自治体においても法定福利費がちゃんとされていないものはもう減点項目にするということを決めておりますし、裁判の中でもここは新聞報道によるとそういうことがひとつ争点になっておりますので、その辺がやっぱり高裁に向かう中でちょっと心配だなということで、市長と担当課長に御確認をさせていただきました。

やはり市民感情として、1億円、安い業者に決まったのはそれはうれしいのはうれしいですけれども、やっぱり書面で明示されてないと言われてしまうとそうなのかなと、入っちゅうろ

うという確認はして入ってますというお答えっていうことだったと思うんですが、うがった見方をすると全部その後のやり取りそういうことにしてしまえばいいってことに、こんな言い方したくないですけど、そういうことにもなってしまうので、先ほど課長が言われた運用については今後考えていくということでありましたので、その辺はぜひ考えていただいてということをお述べさせていただきます。御答弁ありがとうございます。

○議長（浜田和子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第25号の質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。本案は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

—————*—————

議発第1号から議発第4号まで

○議長（浜田和子） ただいま議発第1号から議発第4号まで、以上4件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年9月15日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	野 村 新 作
	〃	岡 崎 純 男
	〃	斉 藤 喜 美 子
	〃	浜 田 憲 雄
	〃	西 本 良 平
	〃	丁 野 美 香
	〃	岩 松 永 治
	〃	植 田 豊
	〃	前 田 学 浩
	〃	有 沢 芳 郎
	〃	土 居 恒 夫
	〃	西 川 潔
	〃	西 山 明 彦
	〃	中 山 研 心
	〃	今 西 忠 良
	〃	村 田 敦 子
	〃	杉 本 理
	〃	福 田 佐 和 子
	〃	土 居 篤 男

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....
議発第1号

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできない。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところであるが、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 令和5年9月1日にも発足予定の「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

南 国 市 議 会

内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 様
厚 生 労 働 大 臣	武 見 敬 三 様
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 様
感 染 症 危 機 管 理 担 当 大 臣	新 藤 義 孝 様

＊

議発第2号

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年9月15日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	斉 藤 喜 美 子
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐 和 子
〃	〃	土 居 篤 男

南国市議会議員長 浜 田 和 子 様

.....
議発第2号

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は

1. 6倍に増え、児童生徒数は2.1倍に増加している。また通級による指導を受けている児童生徒数は約
2. 6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子供たちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって、政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子供の増加や、様々な障害のある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記

1. 特別支援教育支援員の適切な配置

障害のある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

2. 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子供たちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

3. 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子供や、障害のある子供への支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

4. 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

5. 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援。

6. 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。併せて、特別免許状についても強力で推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

南 国 市 議 会

文 部 科 学 大 臣 盛 山 正 仁 様
財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様

＊

議発第3号

現行健康保険証の継続を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年9月15日提出

提出者	南国市議会議員	土 居 篤 男
賛成者	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	村 田 敦 子

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

議発第3号

現行健康保険証の継続を求める意見書

政府は2024年秋に現行の健康保険証を廃止しようとしています。しかし、現在起きている「マイナ保険証」関連のトラブルは、解消のめどが立っていません。

これまで、別人の医療情報とのひも付けがされていたり、資格なしや負担割合が本来と違うまま更新されなかったり、ほかにもカードやカードリーダーの不具合、自治体独自の医療費助成制度に未対応などで、医療機関窓口での混乱が起きています。

また、高齢者や障害のある方など、医療や介護の支援が必要な方ほどマイナンバーカードそのものの取得や管理が困難で、カード自体の5年ごとの更新はできないとの介護現場の声もあります。そのほか自治体のマイナンバーカード関連業務も増えています。

マイナ保健証を持たない方に発行する資格確認書の有効期間を延ばす決定もしましたが、それよりも現行の保険証を残しておくほうがはるかに合理的です。現在起きているトラブルにも、紙の保険証があれば対応できています。

よって国におかれては、マイナンバーカードの混乱を避ける合理的な手段として、「健康保険証」を継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
総 務 大 臣	鈴 木 淳 司 様
厚 生 労 働 大 臣	武 見 敬 三 様
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 様
デ ジ タ ル 大 臣	河 野 太 郎 様

＊

議発第4号

福島第一原発由来の汚染水の排出中止を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年9月15日提出

提出者	南国市議会議員	村 田 敦 子
賛成者	〃	中 山 研 心
	〃	今 西 忠 良
	〃	杉 本 理
	〃	福 田 佐和子
	〃	土 居 篤 男

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....
議発第4号

福島第一原発由来の汚染水の排出中止を求める意見書

政府は、東京電力福島第一原発で発生した汚染水の海洋投棄を認め、東京電力は8月24日、福島県漁連をはじめとした内外の反対と懸念を押し切って海洋投棄を始めました。汚染水は福島第一原発に流れ込む地下水が、事故で発生した溶けた核燃料（デブリ）に直接接触して発生したものです。アルプス処理をしても、セシウム、ストロンチウムなどトリチウム以外の放射性物質も残っており、正常な原発から発生する処理水とは異質な危険極まりないものです。

政府はI A E A（国際原子力機関）の報告書を「お墨付き」に海洋投棄を認めましたが、そもそもI A E Aは原発推進の国際機関であり、公平な第三者機関とはなり得ません。その報告書ですら、「処理水の放出は日本政府が決定することであり、その方針を推奨するものでも承認するものでもない」としています。

放射能によって汚染された汚染水を海洋投棄して環境を破壊することは、被爆国日本の取るべき道ではありません。まして政府と東京電力は、専門家から提案されている大型タンクでの汚染水貯留やモルタル固化による処分など、様々な案を全く検討せずに海洋投棄に踏み切ったことは、国際社会に対する信義も損なうものです。

直ちに海洋投棄を中止し、地下水の流入を止める抜本的な措置を取ること、科学的で関係者の理解と合意を得られる方法を模索することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 細 田 博 之 様
参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣 岸 田 文 雄 様
経 済 産 業 大 臣 西 村 康 稔 様
農 林 水 産 大 臣 宮 下 一 郎 様

—————*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。この際、以上4件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） この際、議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました4件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議発第1号及び議発第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号及び議発第2号、以上2件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立少数であります。よって、議発第3号は否決されました。

次に、議発第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立少数であります。よって、議発第4号は否決されました。

—————*—————

○議長（浜田和子） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

この際、市長より発言の申出がありますので、許可いたします。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 今議会の閉会に当たり、御挨拶の許可をいただきましたこと、感謝申し上げます。

第431回南国市議会定例会の閉会に当たりまして、執行部を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました議案、報告につきまして、それぞれ提案どおり御決定をいただき、また一般質問を通じまして市政発展のための数多くの御提言を賜り、誠にありがとうございました。いただきました御提言を生かしながら、これからも市政発展に努めてまいりたいと考えております。

ここで、今任期を最後に議員生活を勇退されます浜田和子議長、西川潔副議長、土居篤男議員、野村新作議員、浜田憲雄議員、中山研心議員の6名の議員におかれましては、これまで市政発展に様々な分野で貢献され、また私ども執行部に対しまして多くの御助言を賜りましたこと、心から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

また、その他の議員の皆様方におかれましても、常に市民を思い、住民目線で市民生活の向上のために様々な御意見を賜り、御協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、議員の皆様方の本任期中の4年間、国政では自民、公明両党の連立政権が続く中、安倍政権ではデフレからの脱却を命題に経済政策をはじめとするアベノミクスを推進し、日本経済は着実に回復に向かっておりました。しかしながら、突然の凶弾に倒れ道半ばで首相の座を退くことになったことは本当に不幸な出来事であり、心より御冥福をお祈りするところであります。その後、発足いたしました菅内閣、そして現在の岸田内閣では、コロナ禍からの脱却と経済回復を図るとともにデジタル社会の推進を掲げ、新しい時代へかじを切っております。

その一方で、急速な人口減少や少子・高齢化という我が国が直面する課題に対して、東京一

極集中の是正や地方の人口減少に歯止めをかけるための取組はまだまだ道半ばであります。

本市におきましては、令和2年3月に第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少に歯止めをかけるべく取り組んでまいりました。その結果、令和4年度は社会増となるなど好転している指標はあるものの、コロナ禍の中自然減が大きく、依然として人口減少が続く厳しい状況にあります。まさにこれからが正念場であり、議員の皆様からの御提案もいただきながら対策を講じてまいりたいと考えております。

これからの好材料としましては、市中心部のインフラ整備が進み町のイメージが徐々に変化中、都市計画道路南国駅前線第2工区も用地取得は着々と進んでおり、令和7年度に完成する見込みとなっております。

また、篠原土地区画整理事業につきましても、本年度に工事は完了し、令和6年度に事業も完了する見込みとなっております。住宅建設も進みつつあります。

さらに、箱物として、ものづくりサポートセンターや地域交流センターが完成したほか、図書館の造成工事も始まり令和7年度に完成を見込んでおります。大人から子供まで市民の皆様に関心を持って活用し、喜んでいただける施設としてまいりたいと考えております。

産業振興におきましては、農業分野では、国営圃場整備事業におきまして昨年度久枝工区と能間工区の一部が完成し、本年度も下島工区、能間工区、浜改田西部工区と順次整備が進んでおります。

南国日章産業団地につきましても、一昨年度造成工事が完了し、現在7区画中4区画で分譲が決まり、残り3区画となっております。

都市計画につきましては、平成30年4月から開発行為の許可等の権限を県から移譲を受け、同時に市街化調整区域における市の開発許可制度基本方針に沿った運用も開始され、市街化区域だけでなく周辺部の各集落拠点におきましても徐々に住宅建設が進みつつあります。これからはさらなる規制緩和を進めることにより、地域コミュニティの維持を考慮したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

本市は、昭和34年10月1日に市政が始まり、この間高知県の陸海空の交通の要衝として、また先人が築いてこられた歴史や文化、さらに海と山に囲まれ広大な香長平野を有する恵まれた自然環境を生かし、農業、そして商工業を中心に県下第2の都市として発展を遂げてまいりました。今後人口減少下におきましても、楽しさと豊かさを感じられる活力ある地域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様をはじめ市民の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、次期市議会議員選挙に立候補を決意されました議員の皆様方におかれましては、来るべき選挙戦に勝利され、南国市民の期待する市政の推進に今後も御尽力、御協力いただけるものと大きな期待を寄せているところでございます。

議員の皆様方の前途に幸多からんことを心からお祈りを申し上げますとともに、今任期を最後に勇退されます浜田和子議長、西川潔副議長、土居篤男議員、野村新作議員、浜田憲雄議員、中山研心議員におかれましては、今後議員活動の第一線を後進に譲られましても地域におきましてリーダーとして御活躍されますとともに、南国市の進めてまいりますまちづくりに御支援をいただき、地域から私ども執行部を見守っていただきますようお願い申し上げます。執行部を代表いたしましての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（浜田和子） それでは、閉会に当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

同僚議員の皆様方の温かい御配慮をいただきまして、議長という役目を担わせていただきました。この2年間議員の皆様方、そして市長はもとより執行部の皆様をはじめとする職員の皆様、また議会事務局の皆様方の多大なる御支援、御協力のおかげで職責を全うすることができました。心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

今定例会は私を含め6名が議員生活を終える最後の定例会となりました。私ごとではございますが、小さな声を聴く力、公明党の議員としてどこまでのことができたのかと振り返りますと、決して十分ではなかったのではとも思います。それでも24年の長きにわたって市民の皆様から御指導、御鞭撻をいただき、議員の皆様や執行部の皆様には多くのことを教えていただき、勤め上げることができました。重ねまして、皆様方に衷心より感謝の意を表したいと思います。本当にお世話になり、ありがとうございました。私ども6名は、今後それぞれの立場で南国市の発展を願ってまいります。

再度市議選に挑戦される皆様におかれましては、大健闘され必ずこの議場に帰られますようお祈り申し上げます。暑い中での選挙戦です。お身体をくれぐれも大切にされ、所期の目的を達成されますよう御期待申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の御多幸と南国市の発展を心より御祈念申し上げます。閉会に際しましての御礼と御挨拶とさせていただきます。大変にありがとうございました。（拍手）

＊

○議長（浜田和子） これにて第431回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時12分 閉会